

令和7年度
度会町脱炭素先行地域における
地域エネルギーシステム構築計画調査業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年11月

度 会 町

1 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 度会町脱炭素先行地域における地域エネルギーシステム構築計画調査業務

(2) 目的

本町は令和6年9月に、「6町の地域連携で人材や資金を呼び込む！中山間地域一体の脱炭素・資源循環プロジェクト」というテーマで、環境省の脱炭素先行地域に選定された。本業務では、本町中心エリアにおいて、木質バイオマス発電の導入検討、公共施設の公共施設の省エネ・ZEB化に向けた検討を行い、この調査結果と相関関係を有する、地域マイクログリッド構築計画検討を委託するものである。

本町の脱炭素先行地域計画提案書については、下記を参照すること。

【環境省ホームページ】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/5th-teiansyo-04.pdf>

(3) 履行場所

度会郡 度会町 地内

(4) 業務内容

別紙仕様書に記載のとおり

(5) 契約方法

プロポーザルにて選定された最優秀提案者との業務委託契約を締結する。

(6) 契約金額

契約金額は、最優秀提案者からの提案価格により決定するものとする。

なお、上限提案価格は40,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）以内とするが、その内訳は下表のとおりする。

業務名	上限提案価格
木質バイオマス発電導入計画調査	5,000,000円
公共施設の省エネ・ZEB化検討	20,000,000円
地域マイクログリッド構築計画検討	15,000,000円

※本金額は上限額であり、契約金額ではない。

(7) 支払条件

委託契約金額の支払いは、本町が実施する完成検査終了後に行う。

(8) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

(9) 担当部署

本事業に係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

度会町役場みらい安心課みらい企画係

住 所：〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

2 受注者の募集

(1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。なお、選定は書類審査及びプレゼンテーションにて行う。提出書類について確認を要する事項がある場合は、本町より個別に照会を行い、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(2) 募集及び選定のスケジュール

本業務の受注者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールを想定している。

① 公告（募集要項の公表）

令和7年11月21日（金）～

② 募集要項に関する質問の受付期間

令和7年11月21日（金）～11月28日（金） 午後5時まで

「質問書（様式6）」により担当部署宛てに電子メールで送付すること。

※電話での対応は一切行わない。

※回答は12月3日（水）午後5時までに、度会町公式ホームページにて行う。

③ 応募書類の受付期間

令和7年11月21日（金）～12月5日（金） 午後5時まで

④ 企画提案書の受付期間

令和7年11月21日（金）～12月12日（金） 午後5時まで

⑤ プレゼンテーションの実施

令和7年12月17日（水）午後で度会町役場を予定している。

※日時の詳細は別途応募書類の提出があった者に対しメールにて通知する。

※提案時間は時間15分以内で、質疑応答は20分程度を予定している。

※説明員の上限数は、本業務に携わる3名までを可とする。

※企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うため、別途プレゼンテーション用の資料作成は認めない。

※プレゼンテーション実施にあたり、本町で以下の物を準備している。

【本町準備物】

- ・モニター（ELMO EL65R2）
- ・HDMI ケーブル（1.5m程度）
- ・給電用テーブルタップ

⑤ 最優秀提案者の決定

令和7年12月下旬以降（予定）

⑥ 契約締結

令和7年12月下旬以降（予定）

（3）応募の手続き

①募集要項等（様式含む）は、本町ウェブサイトに掲載する。

②応募書類及び企画提案書類の受付期間中に、度会町みらい安心課に【応募書類一覧】及び【企画提案書類一覧】を持参又は郵送（必着）で提出する。

【応募書類一覧】12月5日（金） 午後5時まで

- ・応募申請書（様式1）…1部
- ・会社概要説明書（様式2）…5部
- ・業務実績（様式3）…5部
- ・業務実施体制表（様式4）…5部
- ・配置予定技術者調書（様式5）…5部
- ・見積書（押印あり）（任意様式）…1部
- ・法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し…1部

【企画提案書類一覧】12月12日（金） 午後5時まで

- ・企画提案書（任意様式※フォント12pt以上/A4_6ページ以内）…5部
- ※図を挿入する場合においても、その図に示されるフォントのサイズも同様とする。

3 応募資格条件

本プロポーザルに応募する者（以下、「応募者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項を満たす者とする。

＜応募者＞

応募者は以下に示す「業務実績(必須要件)」のア～ウについて、これまでに実施（現在履行中を含む）した実績をそれぞれ有し、かつ①～⑧を満たす者とする。また「企業実績(加点要素)」のア、イに示す資格等を保有する場合には、加点する。

＜業務実績（必須要件）＞

- ア．木質バイオマス発電の導入可能性検討、または、設備設計等を行った業務実績
- イ．公共施設における省エネ化、ZEB化を検討、または、事業化した業務実績
- ウ．マイクログリッドに関する検討、または、系統から自立して再エネを供給するシステムの検討実績

＜企業実績（加点要素）＞

- ア．ZEBプランナー資格を有している企業
- イ．再生可能エネルギーによる発電事業を自社で実施している企業

- ① 度会町会計規則（平成15年度会町規則第14号）第89条の規定による一般競争有資格者名簿に登録があること。

- ② 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 度会町建設工事発注取扱要綱(平成26年3月度会町告示第12号)又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ⑥ 度会町暴力団排除条例（平成23年3月度会町条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団と関わりがない者であること。
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 日本国内に主たる営業所を有する者であり、三重県内に常勤の職員を配置する本店又は支店、営業所を有している者。

<担当者等>

本プロポーザルの告示の日において、管理技術者が「管理技術者 資格要件(必須要件)」のいずれかの資格を有していること。また、管理技術者または担当技術者に「管理技術者または担当技術者 保有資格（加点要素）」の資格保有者がいる場合には、加点する。

<管理技術者 資格要件（必須要件）>

- ア. 技術士（総合技術監理部門：建設－建設環境）または、（総合技術監理部門：環境）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ. 技術士（建設部門：建設環境）または、（環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ. RCCM（「建設環境」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

<管理技術者または担当技術者 保有資格（加点要素）>

- ア. 一級建築士の資格を有している者
- イ. エネルギー管理士の資格を有している者

4 審査

提出書類をもとに以下の項目の審査を行う。

(1) 参加資格審査

応募者が本募集要項に規定されている参加資格の要件を満たしているか。

(2) 価格の審査

応募者から提出された見積書に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であるか。

(3) 内容審査

応募者から提出された応募申請書の記載内容が、募集要項等に記載がある事項を満たしているか、また提案内容が優れているか。審査項目及び配点は、別紙「評価基準表」のとおり。

5 受注者の選定

(1) 最優秀提案者の選定

本町が設置する審査会において審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者に選定する。

(2) 選定対象者資格

最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合、または提出書類に虚偽の記載内容があることが発覚した場合は選定の対象者としての資格を失う。

(3) 選定の取消し

最優秀提案者に選定された応募者が、契約締結までに本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合は選定結果を取り消し、次点の者を最優秀提案者とする。

(4) 受注者の決定

選定された最優秀提案者に対して受託意思の確認を行い、承諾が得られた場合に、その者を契約の相手方として委託業務の内容について調整の上、業務委託契約を締結する。

6 その他

(1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類に係る内容は、公表しない。

(3) 業務の実施にあたり、必要な資料などは本町が提供する。

(4) 提出された資料は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがあるが、選定以外の目的には使用しない。

(5) 応募者は複数の提案をすることはできない(1提案のみ有効)。

(6) 業務内容については、守秘義務を遵守しなければならない。

(7) 本町の仕様書を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、応募者が1者の場合であっても、本町の仕様書を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者とする。

(8) 本要項に定めるもののほか、本業務委託の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本町の条例規則等の定めるところによる。

(9) そのほか業務遂行上必要な事項は、適宜協議をしながら業務に当たることとする。

【別紙：評価基準表】

評価項目		評価の観点	配点	
能力評価	業務実績	業務を遂行する上で関連する業務実績を保有しているか。 「3 応募資格条件」に示す3つの業務実績を有している（10点） ZEBプランナー資格を有している、または、発電事業を実施している企業（2点） ZEBプランナー資格を有している、かつ、発電事業を実施している企業（5点）	15	30
	実施体制	業務を遂行する上で、管理技術者が業務責任者は十分な知見・経験を有しており、提案内容を実施できる人員が確保されているか。 ＜管理技術者の資格要件＞ 技術士（総合技術監理部門）を有している（9点） 技術士（建設部門）を有している（7点） RCCM「建設環境」を有している（5点） ＜管理技術者または担当技術者の資格要件＞ 一級建築士の資格を有した技術者がいる場合（3点） エネルギー管理士の資格を有した技術者がいる場合（3点）	15	
提案評価	業務理解度	本町の脱炭素先行地域に係る業務内容や背景、課題などを理解しているか。	25	70
	実現性	本町の先行地域に係る取組内容を実現可能とする組立の提案となっているか。	30	
	独自性	提案者が有する知見を踏まえた独自性のある提案となっているか。また成果を高めるための創意工夫がなされているか。	15	
合計			100	